

小谷村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム【令和6年度版】

令和7年3月策定

1 目的

本村は、令和4年3月に小谷村耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における住宅の目標耐震化率を91.2%として、一層の耐震化の推進を図ることとしました。

目標の達成に向けて、耐震化の向上を図る方針を定めるため、小谷村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定します。

このアクションプログラムは、小谷村耐震改修促進計画に基づき作成し、随時見直しにより改定します。

2 緊急耐震重点区域の設定及び対象建築物

長野県が公表している第3次長野県地震被害想定調査報告書において糸魚川―静岡構造線断層帯（全体）を震源とする被害想定では計測震度6強が想定されているため、「小谷村全域」を緊急耐震重点区域として指定します。

対象建築物として、小谷村内に存在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅とします。

3 計画期間

耐震化率91.2%の達成に向けて、令和7年度までを耐震化の促進を緊急的に実施する期間とします。

4 アクションプログラムにおける取組内容

① 住宅所有者に対し直接的に耐震化を促す取組

・令和7年度までに対象となるすべての住宅所有者に対して村広報誌によるお知らせや耐震化普及啓発資料（以下「啓発資料」という。）の送付、又は戸別訪問の実施など、情報提供と意識啓発により耐震化の促進を図ります。

② 耐震診断を行った住宅所有者に対して耐震改修を促す取組

・耐震診断結果報告時に戸別面談や啓発資料配布等により耐震改修を促します。
・耐震診断後、一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、啓発資料の配布、電話連絡等の方法により耐震改修を促します。

③ 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・改修事業者等の技術力向上を図る取組として、県及び関係団体等が実施する改修事業者向けの講習会等への積極的参加を呼びかけます。
- ・住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となるよう耐震改修事業者リストの作成・公表等を行います。

④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

- ・広報、ケーブルテレビ等を通じて耐震化の必要性について周知します。
- ・集落懇談会又はイベント等において啓発資料の配布や耐震化を促すブース展示等を行い、耐震化の普及啓発を図ります。
- ・耐震改修補助事業に関するパンフレットを配布します。

5 関係団体との連携

普及啓発活動において、長野県と連携して活動に取り組めます。

6 実績の公表

当該年度毎に耐震診断、及び耐震改修を行った件数を取りまとめ、本村のホームページにて公表します。